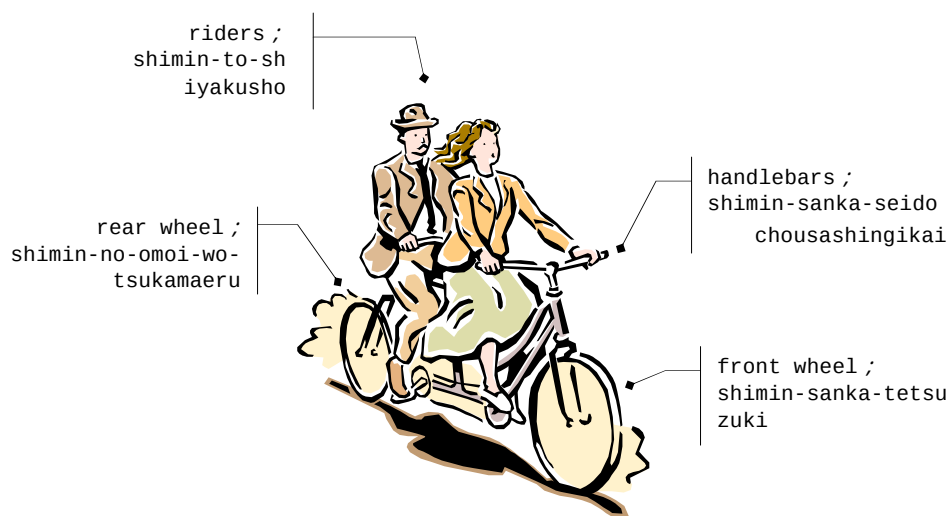




市民の声を活かす条例の考え方

2008年(平成20年)改定版

目 次

市民の声を活かす条例の解説	1
この条例の名称について	3
第1章 総則（第1条～第4条）	3
第2章 市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進	6
第1節 通則（第5条～第10条）	6
第2節 審議会等（第11条～第15条）	13
第3節 パブリックコメント手続等（第16条～第19条）	16
第4節 公聴会（第20条～第23条）	18
第5節 その他の市民参加手続（第24条・第25条）	20
第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進（第26条・第27条）	21
第4章 市民参加制度調査審議会（第28条～第34条）	22
附則	25
別表各項について	26
 市民の声を活かす条例（本文）	 34
 市民の声を活かす条例施行規則（市長規則本文）	 44

市民の声を活かす条例の解説

■この条例の名称について

- ・ 石狩市における市民参加制度のあり方に関する提言書（以下「提言書」という。）で示された条例の名称「行政活動への市民参加推進条例」を踏まえ、「行政活動への市民参加」を「推進」するために必要な事項を定める、というこの条例の内容を明確に示すため、正式名称を「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」としました。
- ・ また、これとは別に、この条例を「市民の声を活かす条例」と呼び習わしたいとします。この呼び名は、情報の提供や誠実な検討など条例のルールにのっとりた取り組みを進めることを通して行政活動に市民の声を活かすよう努力するという市役所の決意を明らかにするとともに、そのことを市民に約束するという意味を込めたものです。

* . . * . . * . . * . . * . . * . . * . . * . . * . . * . . *

■第1章 総 則

第1条（目的）について

第1条 この条例は、地域の独自性に根ざした自主的かつ総合的なまちづくりを進めることが今後の本市にとって極めて重要であるという認識に基づき、行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定めることにより、自治の主体である市民が持つ知識、経験、感性等をまちづくりに活かし、もって市民と市がより良いまちの姿をとともに考え、その実現に向けて協働するような地域社会の形成に寄与することを目的とする。

- ・ 地方分権の時代を迎え、各自治体には、自然、歴史、文化、社会経済など、地域が持つ環境や資源を最大限に活用して、自主的・総合的にまちづくりを進め、市民の満足度をできるだけ高めていくことが強く求められるようになりました。石狩市においてもこうした状況は同じです。では、どうすればそのようなまちづくりができるようになるのか・・・その答えのひとつが、地域の最大の資源であり、地方自治の主体である「市民」が持つ知識や経験、あるいは日々の生活の中で市民が感じる「思い」などを、まちづくりを進める上で大きな役割を持つ市の機関の活動に反映させていくことだと思われます。この条例は、こうした考え方に基づいて、行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定めるものです。
- ・ この条例は、市民が持つ知識などをまちづくりに活かすことだけに留まらず、最終的には、そうしたことをきっかけとして地域に対する市民の関心を高め、より良い、より豊かな石狩市の姿はどうあるべきかについて市民と市がともに考え、その実現のために協働するような関係で結ばれたまち、さらには市民と市役所が役割を分かち合いながらともに地域を治める＝「共治」のまちを作り上げることにつなげていこう、というビジョンに基づいて制定するものです。

第2条（定義）について

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「行政活動」とは、市民の福祉の増進を図ることを基本として市の機関が行うあらゆる活動をいう。

3 この条例において「市民参加手続」とは、市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において、期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聴くことをいう。

4 この条例において「パブリックコメント手続」とは、市の機関が作成した行政活動の原案について、書面等による意見を広く募集する方法で行う市民参加手続をいう。

- ・ この条例の中で「市の機関」という言葉は、条文に列記している市のすべての執行機関を指すものとして使います。
- ・ この条例の中で「行政活動」という言葉は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する（地方自治法第1条の2第1項）」という自治体の役割を踏まえ、市の機関がその本来の役割を達成するために行うすべての活動を指すものとして使います。なお、人事、経理などのいわゆる内部管理事務も、間接的に市民福祉の向上に寄与するものなので、行政活動に含まれます。
- ・ この条例の中で「市民参加手続」という言葉は、〇〇条例の制定、〇〇計画の策定、〇〇施設の建設などといった特定の行政活動が市民の意見を反映したものとなるよう、その企画立案の段階で、日時・場所・進め方などを決めた上で、市民の意見を聴くことを指すものとして使います。市民参加手続の方法はさまざまなものが考えられますが、審議会等の開催、パブリックコメント手続、公聴会、ワークショップ、意見交換会、特定課題についてのアンケートなどが代表的なものと言えるでしょう。ですから、すでに決定した事項を市民に伝達するために開催する説明会などは、市民参加手続には当たりません。
- ・ この条例の中で「パブリックコメント手続」という言葉は、市民参加手続のうち、市の機関があらかじめテーマとその処理方針の原案を示し、これに対する意見を書面などにより提出していただくことを指すものとして使います。
- ・ なお、この条例では「市民」や「市民参加」についての定義を置いていません。これは、「市民」については、市内に居住する個人及び市内に所在する法人を含むことを基本として、市民参加手続の対象となる行政活動により影響を受ける者の範囲などに応じ、その都度伸縮させて考えるのが適当と思われることから、あえて定義を置かないこととしたものです。また、「市民参加」は、すでに広く定着した言葉と判断される上、この条例では「行政活動への市民参加」と、明確にその対象を示していることから、定義する必要はないと考えました。

第3条（基本原則）について

第3条 市の機関は、行政活動の効率性の確保に配慮しながら、行政活動への市民参加を図るための取組みを積極的に進めるものとする。

2 行政活動への市民参加は、行政活動を行うに当たり市の機関が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない。

- ・ 第1項関係

行政活動への市民参加を進めることは、今後の石狩のまちづくりを進める上で極めて重要なことではありますが、そのためにあまりにも時間をかけすぎて決定がいたずらに先延ばしされたり、他の行政活動に振り向ける金や人員が足りなくなったり、というようなことが起こると、市の本来の役割（さまざまな分野で総合的に行政活動を行うことにより市民の福祉を増進すること）を果たす上で支障となってしまいます。第1項は、こうしたことがないように配慮しながら、各種の取組みにより行政活動への市民参加を進めることが、市の機関の行動原理であることを示したものです。

行政活動への市民参加に対しては、市民代表である議会との関係で疑問の声を聞くことがあります。しかし、市議会を構成する議員と、市の機関を包括的・網羅的に管理する市長が、両方とも住民の直接投票により選ばれるという現行制度は、議会も市の機関も市民の意見を反映して活動するのが本来の姿である、という思想の上に作られているものと考えられます。この条例は、こうした認識に立って、市の機関が市民の意見を反映しながらみずからの職責を果たしていくためのルールを定めたものであり、議会の機能には何の影響も与えません。むしろ、議会審議の場面では、行政側が市民の中にある有用な意見を活かしてよりレベルの高い提案をし、議会はまた別の観点から市民の意見を反映したチェックをすることによって、議決の内容をより高め、ひいては議決機関としての議会の地位をさらに確固たるものとするという効果も期待できます。

- ・ 第2項関係

地方自治法で定めたとおり、市の機関は、住民福祉を増進すること、最少の経費で最大の効果を挙げること、組織運営を合理化すること、法令に適合していることを基準にして、みずからの判断と責任において行政活動を行う義務があります。行政活動への市民参加を進める際にもこのことは変わるものではなく、市の機関は、市民から意見が寄せられたときは、意見を言わない市民や将来の市全体のことなども含め、総合的な視点に立ってその意見を採用すべきかどうかをきちんと検討し、その結果に責任を負わなければならないということを、第2項で示しています。簡単に言うなら、市民の意見を無批判・無原則に受け入れ、それによって起こった結果についての責任を市民に転嫁したり、市民の意見を聴いたことを錦の御旗にして市の機関が行った決定の合理性や正統性を主張するようなことはいけないということです。そして、このことは、行政活動への市民参加は市役所の責任逃れや口実に使われるのではないのか？という疑問に対する石狩市としての答えでもあります。

第4条（制度の改善）について

第4条 市は、この条例に定める行政活動への市民参加を推進するための制度が市民の考え方を適切に反映したものとなるよう、必要に応じ、随時その見直しを行うものとする。

- ・ この条例が定める行政活動への市民参加を推進するための制度（特に、市民参加手続を行う基準やその内容などに関する部分）には、あらかじめ定まった理想の形というものはありません。言い換えれば、この制度は、市民がどのような行政活動に対して、どのような形で自分たちの意見を反映させたいと考えるか、また、そのことと効率が良く効果が高い行政活動を通して総合的に市民福祉を向上することを両立させるためにはどんなことに留意しなければならないか、などの観点から不断の見直しを続けながら、石狩市ならではの市民参加の姿を作り上げていかなければならないものと思われます。第4条では、このような考え方のもとに、随時制度を見直すことを定めています。

■第2章 市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進

【第1節 通則】

第5条（市民参加手続の実施）について

第5条 市の機関は、別表に定める行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならない。

- 2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市民参加手続を行うことを要しない。この場合において、市の機関は、その理由がやんだ後速やかに、次の事項を公表するものとする。

- (1) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動の内容
- (2) 市民参加手続を行うことができなかった理由
- (3) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動に関して市の機関が下した決定の内容及びその理由

- ・ 第1項関係
行政活動への市民参加を進めるための基本は、市民の意見を行政活動に反映することであり、そのためには、市民参加手続を経た上で企画立案する行政活動なるべく多くすることが効果的です。第3条第1項では行政活動への市民参加を図るための取組みを積極的に進めるという原則を示していますが、本項ではこれをさらに具体化し、一定の行政活動を行う場合には、事前に市民参加手続を経ることを義務付けることとしました。

これまでも石狩市では各種の市民参加手続が行われてきましたが、それを行うかど

うかは、市役所の担当部局がそれぞれの判断で行ってきました。このため外から見ると、市役所はどんなときに市民参加手続を行うのかという基準が明確でなく、結果として市民が関心や利害を持つ事項について確実に市民参加手続が行われてきたかどうか、疑問が生じる余地がありました。こうしたことを改善し、最低限、このような場合には市民参加手続を行うようにしようというのが、本項の趣旨です。

- ・ 第2項関係

第1項で、別表に掲げる行政活動をする際は、事前に市民参加手続を行うこととしましたが、その事案を緊急に処理しなければならないときなど、どうしても市民参加手続を行えない場合があることも予想されます。このため第2項では、事後に必要な事項の公表を義務付けることによって市の機関に説明責任を課すかわりに、正当な理由があるときは市民参加手続を省略できることとしました。

第6条（市民参加手続の内容及び時期）について

第6条 市民参加手続は、その対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民の関心に応じ、適切な内容で行われなければならない。

2 市民参加手続は、その結果を市の機関の決定に活かすことができるように、適切な時期に行われなければならない。

3 市の機関は、規則等により、前2項に掲げる原則に基づき市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項について具体的に示す細目を定めるものとする。

4 前項の規則等は、第28条の規定に基づき石狩市市民参加制度調査審議会の意見を聴き、かつ、パブリックコメント手続を行った上で定めるものとする。

- ・ 第1項及び第2項関係

市民参加手続を行う場合には、さまざまなバリエーションの中からどの方法を選び（又は組み合わせ）どの範囲の市民を対象として行うかなどの「内容」と、市の機関内部での一連の検討プロセスのどの時点で行うかという「時期」がたいへん重要になります。このため、第1項と第2項では、市民参加手続の内容と実施時期に関する原則を示すこととしました。

第1項では、市民参加手続の内容は、その対象となる行政活動自体の内容と、それに対する市民の関心の高さを考慮して決めることとしています。規定中の「行政活動の性質」とは、主として市民を規制するものか、市の活動の指針を示すものか、税金の支出としての側面が強いかなどという点を指し、「影響」とはどの範囲の市民にどの程度の効果（制約）がどれぐらいの期間続くのかなどといったことを指すものですが、行政活動の内容に関する事項としては、これらの他にもその対象となる行政活動の背景がどの程度複雑かなどということも考慮する必要があると思われます。

第2項では市民参加手続の実施時期について定めています。市民の意見を真摯に検討して行政活動に反映させるためには、正確で十分な情報を市民に提供できる範囲で、

できるだけ早い時期に市民参加手続を行う必要があります。しかし、ほとんど白紙の状態から市民参加手続を行ったほうが良いのか、市の機関が提示する原案に対して市民参加手続を行ったほうがより効果的か、などは案件ごとに異なってくるものと思われるので、そうしたことも考慮した上で、適切な時期に行うこととしています。

・ 第3項及び第4項関係

第1項と第2項では市民参加手続の内容や時期を決める際の原則を示しましたが、これだけでは抽象的であり、それぞれの担当部署の解釈によっては市民参加手続の内容や実施時期にばらつきが生じるおそれもあります。このため、第3項ではガイドライン的な細目を作ることで、各担当部署はこれを考慮しながら市民参加手続を行うこととしました。このガイドラインは行政活動への市民参加に対する市民の考え方を反映して刻々と変わることも予想されるので、機動的な修正ができるように、市民参加手続を経た上で規則等で定めることとしました。

・ 規則で定める基準について

第3項で規定する細目は、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）別表で、次のように定めていますが、これは、暫定的な基準により制度をスタートさせ、その運用を通して石狩市にふさわしい形に改善していこうという考え方に立って設定したものです。市の機関は、特別の事情がない限りは、この基準に合致するような内容及び時期で市民参加手続を行うことが原則になります。

	大項目	小項目	規則内容とその考え方
1	全般的事項	全般的事項	(1) 市民参加手続の対象となる行政活動のうち、特に重要と認められる事案については、複数の方法の市民参加手続を組み合わせるよう配慮すること。 (2) 市民参加手続の対象となる行政活動によって重大な影響を受ける者がいることが明らかなときは、個別に意見を聴くなどの措置を講ずる場合を除き、その者が意見を表明できるような方法の市民参加手続を行うよう配慮すること。 【考え方】 市の将来に大きな影響を与えるような重要な案件については、なるべく多くの市民の意見を十分に聴き、慎重に検討すべきです。このため、こうした場合には、時期や意見を聴く対象を変えながら、アンケート、ワークショップ、審議会等、パブリックコメントなど複数の手続を組み合わせ、より多くの市民が検討過程に参加できるようにすることを原則としました。 その行政活動の結果が特定の市民や団体の利害に重大な影響を及ぼす場合は、その者の意見を事前に十分に聴き、双方が納得できるような決定を行うよう努力することが、その後の円滑な行政執行につながる場合が多いと言われています。このため、こうしたケースは、特別な措置を講じる場合を除き、市民参加手続の場で利害関係者が意見を表明できるようにすることを原則としました。
2	市民参加手続の内容を定める上で考慮すべき事項	審議会等	(1) 次のいずれかに該当し、かつ、限定された数の市民の合議による検討の結果を聞いた上で事案の処理方針を決定する必要があると認められる場合には、審議会等に付議することを原則とすること。 ア その行政活動の処理方針を決定する上で専門的立場からの知見、判断等が必要と認められるとき。 イ その行政活動の処理方針の決定内容について、その中立性及び客

		観性が特に強く求められるとき。 ウ その行政活動の対象となる事案について市民の中に相反する利害が存在し、利害関係者の話し合いによりその調整が求められるとき。 (2) 前号に規定するもののほか、広い範囲の市民に影響が及ぶ事案について審議会等に付議する場合には、次のいずれかの措置を講ずることを原則とする。 ア その審議会等の構成員に公募により選考された者を加えること。 イ その審議会等への付議のほか、パブリックコメント手続を行うこと。 【考え方】 一般に審議会等の機能と言われている要素と、少数固定メンバーによる突っ込んだ議論がなされるという審議会等の性格を踏まえて、審議会等への付議の基準を定めました。 また、審議会の「少数固定メンバーによる審議」という特徴は、詳細に突っ込んだ検討ができるというメリットがある反面、意見があっても検討に参加できない市民が出るという欠点もあります。こうした欠点をカバーするため、市民の声を活かす条例では審議会等には公募委員を加えることを原則としていますが、例外的に公募委員が入らない審議会等も存在することから、こうした審議会等で広い範囲の市民に影響が及ぶような事案について検討する場合は、委員以外の市民の意見を聴く場面も設けることとしました。
	パブリックコメント手続	(1) 市民参加手続の対象となる行政活動については、他の方法による市民参加手続を行う場合を除き、パブリックコメント手続を行うこと。 (2) 前号に規定するもののほか、広い範囲の市民に影響が及ぶ事案について複数の方法で市民参加手続を行うときは、その中にパブリックコメント手続を含めることを原則とすること。 【考え方】 パブリックコメント手続は、比較的成本がかからない、意見がある者に広く発言の機会を提供できる、意見を提出する際の制約が比較的小さい、というメリットがあることから、基礎的な市民参加手続と位置付け、他の方法による市民参加手続を行う場合以外は常に行うこととしました。 広い範囲の市民に影響する事案について複数の方法で市民参加手続を行う場合は、いずれかの場面でパブリックコメントを行うことを原則として、影響を受ける市民の意見を反映する機会を確保することとしました。
	公聴会	次のいずれにも該当する場合には、公聴会を開催することを原則とすること。 (1) 事案の処理方針の原案に対して反対意見又は賛否の意見が存在すると認められる場合 (2) 事案の処理方針を決定するに当たり、それらの意見の主張者から、意見の趣旨などを直接聴く必要があると認められる場合 (3) 対象となる事案について市民の関心が高いなどにより、意見を聴く過程を広く市民に周知する必要があると認められる場合 【考え方】 公聴会（法令に基づくものだけでなく、公開の場で、一定のルールのもとで市の機関が市民の意見を聴くこと全般を指します。）は、手続の公開性が高い、公述人は他の市民にも自分の意見をアピールできる、適切な質疑を行うことで論点を明確にしやすい、などの効果が期待できるので、今後は積極的に活用することが望めます。このため、公述人確保の見込み、口頭での意見聴取の必要性、意見聴取プロセスを公開する必要性、の三点を目安として、公聴会開催の基準を設定しました。
	ワークシ	極めて早い時期から市民参加手続を行うことが適当と認められる場

		ヨップ等	合には、ワークショップなど、市民同士や市民と市職員が自由な議論を行うことを通して合意形成を図るような方法の市民参加手続を行うことを検討すること。 【考え方】 ワークショップや市民会議などは、メンバーをあまり固定せず、比較的小人数で、自由な議論や共同作業を通して合意形成を図るところに特色があります。この方式での市民参加手続が効果を発揮するためには、議論にあまり枠をはめないことが望ましいと思われるので、この基準の中でもその旨を明記しました。
3	市民参加手続を行なう時期を定める上で考慮すべき事項	市民参加手続を行なう時期を定める上で考慮すべき事項	市民参加手続を行う時期は、次の項目について総合的に検討した上で定めるものとする。 (1) その行政活動を行う意図や背景などは、市民にどの程度理解されているか。 (2) その行政活動について市民が検討する上で必要となる情報を、どの程度正確に提供できるか。 (3) その行政活動に対する市民の積極的な支持はどの程度必要か。 (4) その行政活動の合理性を確保する上で、市民の個別の価値観と市全体の公益をどのように調和させることが必要か。 【考え方】 行政活動の企画立案は、一般に、行政ニーズの把握、ニーズに対応した施策原案の作成、諸条件を踏まえた原案の修正＝政策案の作成、政策案の決定、といったプロセスを経ますが、市民参加手続を行う際には、この一連の過程のどの段階で市民意見を聴くかの検討が必要です。一般的には、できるだけ早い時期からの参加が望ましいと言われてはいますが、行政活動が多様であることや、同じような行政活動であってもそれを行う際の周囲の諸条件なども考慮する必要があることなどを考えると、一律に線を引くことは現実的ではないと思われます。このため、施行規則では、市民参加手続の時期を判断する上で考慮すべきと考えられる事項を列挙しました。 早い時期に市民参加手続を行っても、その行政活動が必要とされている背景や行政活動を行う市側の意図が十分に理解されていない場合、寄せられた意見が非現実的になるなど、意見を聴くことの意義が損なわれるおそれが大きくなります。こうした場合には、ある程度情報の整理やPRなどを行ってから市民参加手続を行うことが適当と考えられます。 市民参加手続を行う際には、対象となる行政活動の内容を市民が検討するための情報が必要です。しかし、あまりにも早い時期から市民参加手続への参加を求めようとすると、提供できる情報の量や質が不十分になることも考えられるので、この点を考慮することとしました。 検討の早い時期から市民参加を行った場合は、参加した市民から、検討結果に対する積極的な支持が得やすいということが言われます。最近の行政活動は、例えばゴミ減量施策など、市民の積極的な支持や活動がなければその目的を達することが難しいようなものも多くなっていますが、このような事案については、できるだけ早い時期から市民の意見を聴き、それを行政活動に反映することが必要と考えられます。 一口に行政活動に市民意見を反映するといっても、受益者あるいは負担者としての市民の意見を尊重することが合理的な結果をもたらすとは限らないこともあります。例えば、個々の利益と全体の利益が相反する場合などは、公益を図る上で必要と考えられる案を市の機関側が提示し、それを市民それぞれが、個別の価値観や利害などの観点からチェックするほうが効果的な場合もあるでしょう。そうした場合は、比較的遅い時期に市民参加手続を行うことが適当と考えられます。

第7条（提出された意見等の取扱い）について

第7条 市の機関は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等（以下「提出された意見等」という。）を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

2 市の機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表するものとする。ただし、その公表により石狩市情報公開条例（平成10年条例第26号）第8条第2項に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）が明らかになるときは、この限りでない。

(1) 提出された意見等の内容

(2) 提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由

・ 第1項関係

いくら市民参加手続で市民の意見を聴いても、その意見を市の機関が聞きっぱなしにしては何の意味もありません。このため、本項ではそれらの意見の実現可能性を真摯に検討することを市の機関に義務づけています。「総合的に検討」とは、市の機関の縦割りの組織を超えて、いわばオール市役所で検討することを、「多面的に検討」とは、市の既定方針に合わないような意見であっても簡単に切り捨てたりせず、その意見を行政活動に反映することができないかどうかをさまざまな角度から検討することを意味しています。

・ 第2項関係

第1項で定めた意見の総合的・多面的な検討義務を市の機関が果たしているかどうかを確認できるようにするため、本項では意見の検討を終えたときに検討の経過、結果や理由を公表することとしています。またこのことは、市の機関が下した決定内容の妥当性を検討する材料を市民に提供したり、意見を提出した方の意欲や努力に応えるという意味もあります。公表する事項は「こういう意見があった」「その意見をこういうプロセスを経て検討した」「検討した結果はこうなった」「その理由はこうである」の4点ですが、それらの中に個人情報や事業活動情報などの情報公開条例で定める不開示情報が含まれるときは、それらの部分は公表しないこととしています。

第8条（公表の方法等）について

第8条 この章の規定に基づいて市民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によるものとする。この場合において、第3号に規定する方法での公表については、やむを得ない理由があるときは、事後に行うことができる。

(1) 市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表

(2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表

(3) 市広報紙への掲載による必要事項の全部又は概要の公表

(4) インターネットを利用した必要事項の全部又は概要の公表

2 前項の規定にかかわらず、その市民参加手続に関する事項を周知すべき者に対し、効果的かつ確実に必要事項を周知することができる方法が別にあると認められると

きは、当該別の方法により周知すれば足りる。

- 3 市の機関は、市民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供その他の適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。

- ・ 第1項関係

市民参加手続について定めた本章では、「公表」という言葉がとても多く使われています。これは、情報の共有は行政活動への市民参加を進めるためのもっとも大切な要素のひとつであるとの考えに基づき、市民参加手続の実施やその結果についての情報をなるべく詳細に市民に伝えようとする姿勢を表したものです。また、市民参加手続は幅広い行政活動について行われることになるので、市民参加手続に関する情報を提供することにより、市民が行政活動の動向をより把握しやすくなるという効果もあります。

本項ではこうしたことを踏まえ、どのような方法で情報を公表するかを定めています。公表方法は4種類とし、常にそのすべての方法によって公表することにより、希望すれば誰もが情報を知ることができるようにしています。第1号中の「市役所本庁舎」は、具体的には本庁舎1階の情報公開コーナーとしています。第2号の掲示板は、「あい・ボード」という名称で、公共施設や民間商業施設などに設置しています。また、第3号で定める広報紙による公表は即時性に欠ける面がありますが、市の動きを広く市民に周知する効果が高いことから、事後公表を認めつつ、必ず行う公表方法に含めています。なお、第2号から第4号までに掲げる方法で必要事項の概要を公表するときは、どこに行けば（何を見れば）全部の事項を知ることができるかということと同時に公表するような運用とすることとしています。

提言書では、第2号の掲示板を設置したときは告示等をするということとしていましたが、告示等の形式をとるまでもなく現物を見れば掲示板が設置されたことが明らかなので、こうした規定は不要と判断しました。

- ・ 第2項関係

市民参加手続を行うケースの中には、特定の市民にとっては重大な関心事であるが市民全体にとってはほとんど影響がないという場合があります。たとえば街区公園の設計概要などについて市民参加手続を行う場合には、通常はその公園を利用する区域に居住する市民の意見を聴けば足りると思われそうですが、こうした場合の市民参加手続に関する事項の周知は、町内会の回覧などを利用するのがもっとも確実にできると思われれます。本項は、こうした場合には第1項で定める方法による公表に代えて、それらのもっとも確実な方法により周知すれば足りるとしたものです。

- ・ 第3項関係

本項では、市民参加手続に関する事項をより広い範囲の市民に周知するため、第1項、第2項で必ず行うと定めている以外の方法でも積極的に情報を提供するように努めることを定めています。「適当な方法」としては、報道機関への情報提供のほか、パン

フレット類の配布、説明会の開催などが考えられます。

第9条（市民参加手続の予定及び実施状況の公表）について

第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定及び前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

- ・ 情報の共有を図る観点からは、事前情報の提供を充実することが求められます。このため、市民参加手続の実施予告をすることとして、市民の意見を聴きながら判断する予定の懸案事項はどんなものがあるかを周知し、関心のあるテーマについて市民も事前に検討の準備ができるようにしました。なお、公表後の状況の変化により、中止・追加などが生じた場合は、その都度、その旨を公表することとしています。また、前年度の実施状況を公表することで、市民参加手続が適正に運用されているかどうかを、市民がチェックできるようにしています。

第10条（制度の調整）について

第10条 法令又は他の条例の規定により実施方法が定められている市民参加の手続を行う場合は、この章の規定は、適用しない。

- ・ 行政活動の中には、既存の法令や条例などの規定により、審議会等や公聴会、縦覧及び意見の提出などの市民参加手続を経ることを義務付けられ、その手続方法も定められているものも多くあります。このような場合には、それぞれの制度において既に全国水準の市民参加の機会が確保されていると判断できることから、既定の法令による手続きルールを優先することとします。

【第2節 審議会等】

第11条（審議会等）について

第11条 審議会等（附属機関及びそれに類する合議制の組織をいう。以下同じ。）に付議する方法により行う市民参加手続の進め方及びその審議会等の構成については、前節及びこの節に定めるところによる。

- ・ 「審議会等」とは、市の機関に置かれる合議制組織でそのメンバーに市職員以外の者が含まれるもののうち、市の機関から依頼された特定のテーマについて調停、審査、審議、調査等を行ったり意見を述べるなどの役割を担うものです。平成20年5月末現在で、石狩市には表彰審査委員会を初めとして47の審議会等が置かれています。

第12条（構成員）について

第12条 審議会等の構成員には、正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加えるものとする。この場合における公募及び選考の方法は、市の機関がその都度適切に定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市の機関は、審議会等の構成員の選考に当たっては、その男女比に配慮する等の措置を講じることにより、審議会等における審議に市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 市の機関は、毎年度、審議会等ごとに次の事項を公表するものとする。
 - (1) 構成員の氏名、選任の区分及び肩書
 - (2) 公募により選考された構成員がいない場合は、その理由

- ・ 第1項関係

審議会等は、比較的少数の固定された市民をメンバーとし、特定課題について詳細な検討を行うために設置されているもので、一般にここで出された結論は行政活動に大きな影響を与えます。これまでさまざまな場面で審議会等が活用されてきましたが、市役所が自分たちにとって都合の良い人選をして御用機関としているのではないかという批判を受けることもありました。行政活動への市民参加を進めるためには、こうした批判を受けないようにするとともに、審議会等での議論に多様な市民の考え方が反映されるようにすることが望ましいものと考えられます。

本項では、こうした観点から、正当な理由があるときを除いては審議会等のメンバーに公募で選考する者を加えることとしました。「正当な理由」としては、公募しても応募者がいなかった場合や、その審議会が個人のプライバシーにかかわることを審議したり、審議のためには高度に専門的な知識が要求されるような、そもそもメンバー公募になじまない性格であったり、法令等でメンバー要件が定められていて公募メンバーを加える余地がない場合などを想定しています。

また、どの範囲の市民を対象として公募するか、応募者の中からどのようにしてメンバーを選考するかなどの個別事項は、それぞれの審議会等の性格や公募メンバーにどのような発言を期待するかなどの個別の事情により左右される部分が大きいため、その都度適切に定めることとしました。

- ・ 第2項関係

審議会等がこの条例で目指す行政活動への市民参加の推進のために機能するためには、さまざまな立場の市民がメンバーに加わり、多様な立場からの意見をもとに審議がなされることが必要です。本項では、前項で定めるメンバー公募制のほかにも、このために必要な各種の配慮をすることを市の機関に義務付けています。配慮すべき事項としては、例示しているメンバーの男女比のほか、地域バランス、同じ人が複数の審議会のメンバーを掛け持ちすることや、度を越すような再任を避けるなどのことが考えられます。

- ・ 第3項関係

第1項、第2項で定めた事項がきちんと守られているかどうかを市民がチェックできるようにするため、本項では、毎年、審議会等ごとの構成員の状況と公募メンバーがいないときはその理由を公表することを定めています。

第13条（会議の公開等）について

第13条 審議会等の会議は、不開示情報が明らかになることその他の正当な理由がある場合を除き、公開する。

2 市の機関は、前項の原則に基づき、審議会等の会議の運営方法を定める条例、規則等の中で、その審議会等の会議を公開するかどうかの区分を定めるものとする。

3 市の機関は、審議会等の会議を傍聴しようとする者に対し、適切な利便を提供するよう努めるものとする。

- ・ 第1項関係

審議会等の会議を公開することは、その審議会等が御用機関となっていないか、あるいはどのような経過を経て結論が出されたのかなどということを市民に明らかにし、より良いまちの姿について考えるきっかけを市民に提供する上で大きな意義があると思われます。このため、本項では、正当な理由がある場合以外は審議会等の会議を公開することとしています。なお、会議を非公開とすべき正当な理由として考えられるのは、例示のような不開示情報が明らかになる場合のほか、傍聴席が騒然として会議の運営に支障がある場合などが考えられます。

- ・ 第2項関係

前項で定めた会議の公開の原則を担保するためには、審議会等が恣意的に会議の公開・非公開を判断するのではなく、それぞれの審議会等の審議内容に照らしてあらかじめ一定のルールを定めておくことが適当と考えられます。このため、本項では、審議会等の会議の運営方法を定める条例や規則等の中で、それぞれの会議を公開するかどうかを明示することとしました。

- ・ 第3項関係

本項では、なるべく多くの市民に傍聴の機会を提供するとともに、会議での審議内容を理解していただくことが必要との観点から、審議会等の会議を傍聴しようとする者に対して適切な利便を提供することを定めています。具体例として考えられるのは、十分な傍聴席を確保できるような会場を設定したり、傍聴者に会議資料を配布することなどですが、審議会等メンバーに働きかけて休日や夜間など傍聴しやすい時間帯に会議を開催するなどのことも含むものと考えて良いと思われます。

第14条（諮問事案等の公表）について

第14条 市の機関は、審議会等にその意見の提出を求めるときは、原則としてその都度、その旨及び意見の提出を求める事案の内容を公表するものとする。

2 市の機関は、審議会等の会議の予定を公表するものとする。ただし、会議を公開しないとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

3 市の機関は、審議会等の検討の経過及びその結果を、必要に応じて公表するよう努めるものとする。

- ・ 第1項、第2項関係

審議会等は少数の固定されたメンバーで運営されることから、自分たちの知らない間に重要事項についての検討が進められているという印象を市民に与えるおそれがあります。このようなことにならないように、第1項及び第2項では、多くの市民にいつ、どのような案件を対象として会議が開かれるかなどの情報を提供することとしました。なお、第1項で「原則として」としているのは、介護認定審査会のように定型的な問題を頻繁に諮問するような審議会等については、その都度公表する意義が薄いと思われることに配慮したものです。

- ・ 第3項関係

本項では、審議会等における検討が比較的長期にわたるときや審議会等から意見の提出を受けてからその具体化までに時間がかかる場合などを想定し、必要に応じて審議会等の検討経過や検討結果を公開するよう努めることとして、会議を傍聴することができない市民に対しても審議会等での検討経過をできるだけ周知することとしています。

第15条（議事録の作成）について

第15条 市の機関は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴者数
- (2) 会議の議題
- (3) 会議での検討に使用した資料等の内容
- (4) 会議における発言の内容又は議事の経過
- (5) 会議の結論
- (6) その他必要な事項

- ・ 審議会等の議事録を作成することは、その内容を開示するかどうかにかかわらず、どのような経過を経て審議会等の検討の結論が導かれたかを明らかにする上で必要不可欠と考えられますが、これまで石狩市には議事録の作成方法についての統一的なルールがありませんでした。このため、本条では、市の機関に審議会等の会議の議事録を作成することを義務付けるとともに、その記録内容を統一的に定めることとしました。なお、会議における発言内容については、いわゆるテープ起こしにより発言内容を逐一書き留める方法、録音テープをそのまま議事録として保存する方法、要点だけを記録する方法などのうちから、審議内容などに応じてもっとも適切な方法を選ぶこととしています。

【第3節 パブリックコメント手続等】

第16条（パブリックコメント手続等）について

第16条 パブリックコメント手続その他の書面等による意見を広く募集する方法により行う市民参加手続の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

- ・ 本条では、パブリックコメント手続など書面による意見を広く募集する方法で市民参加手続を行うときにはこの章のどの部分が適用になるかを明らかにしています。

第17条（意見の提出方法等）について

第17条 パブリックコメント手続における意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法を認めるものとする。

2 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、1月以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を1月未満とすることができる。

- ・ 第1項関係

パブリックコメント手続は、行政活動の原案に対して市民が対案や意見などを提出することを内容とするものなので、この手続を通して行政活動への市民参加を進めるためには、できるだけ市民が意見等を提出しやすくすることが必要です。第1項では、意見の提出方法は、後日その意見の内容を確認できる範囲であれば、できるだけ多様な方法を認めるという原則を明らかにしています。具体例としては、書面、ファックス、電子メールなどのほか、視覚障害者であれば録音テープによる意見提出も認められるべきと考えます。

- ・ 第2項関係

パブリックコメント手続に市民が意見等を提出しやすくするためには、意見の提出方法だけでなく、意見の提出期間を十分にとって市民が検討するための時間を確保することも必要です。意見の提出期間は、国や他の自治体の例を参考として、最低1月としましたが、どうしても1月を確保できないときは、その理由を公表することとしています。

第18条（公表事項）について

第18条 市の機関は、パブリックコメント手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) 対象とする事案の処理方針についての原案及び関連事項
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

- ・ 本条では、パブリックコメント手続に際して公表する事項を定めています。第2号

の「関連事項」としては、原案を作成した趣旨や目的、その事案を処理する根拠となる法令の規定、原案によりその事案を処理したときに生じる可能性がある市民生活への影響に関する事項などが考えられます。

第19条（準用）について

第19条 市の機関が、その原案作成前の行政活動について、書面等による意見を広く募集する方法により市民参加手続を行うときの手続は、前2条（前条第2号に掲げる事項の公表を除く。）の規定を準用する。

- ・ パブリックコメント手続は市の機関が作成した原案を示した上で行うものですが、行政活動に市民意見を反映させるためには、原案作成前の段階で広く市民に意見等の提出を求めることが効果的である場合も考えられます。こうした場合の意見の提出方法、提出期間、公表すべき事項などについては、一部を除き、パブリックコメント手続に準拠することとしています。

【第4節 公聴会】

第20条（公聴会）について

第20条 公聴会を開催する方法により行う市民参加手続の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

- ・ 本条では、公聴会を開催する方法で市民参加手続を行うときにはこの章のどの部分が適用になるかを明らかにしています。

第21条（公聴会開催の公表）について

第21条 市の機関は、公聴会を開催するときは、第4号に掲げる意見の提出期限の1月前までに、次の事項を公表するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事案の内容
- (3) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (4) 公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限
- (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

2 市の機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。

- ・ 第1項関係

この条例で言う公聴会とは、名称のいかんを問わず、公開の場所で、所定の方法により、特定の行政活動について口頭で意見を表明することをいいます。パブリックコ

メント手続が書面等による市民参加手続であるのに対し、公聴会は口頭での意見表明という方法で行う市民参加手続であると言えます。公聴会は、公聴会開催の公表と公述人の募集、公述人の決定、公聴会開催という順序で開催されるのが一般的ですが、本項では、既存法令の公聴会に関する規定やパブリックコメント手続における意見募集期間を参考として、公述人の募集期間を1月以上とし、同時に公表すべき事項を定めたものです。

- ・ 第2項関係

市民参加手続が形式的に行われることは、行政活動への市民参加を進める上で望ましいものではありません。こうした観点から、本項では、公述希望者がいないときは公聴会を中止し、その旨を公表することとしています。

第22条（公聴会の運営）について

第22条 公聴会は、市の機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。

2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長が発する指示に従わなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の機関が規則等で定める。

- ・ 公聴会の進め方は詳細に定めることが必要になる場合もありますが、本条ではそのうち最低限必要と思われる事項を第1項と第2項で定め、その他の事項は施行規則で定めることとしています。なお、この規則を改廃するときは、第28条の規定に基づき、市民参加制度調査審議会に諮問することになります。
- ・ 施行規則では、既存の制度などを参考にして、次のように公聴会の運営に関する事項を定めています。

（公聴会の運営に関する事項）

第3条 公聴会において公述を希望する者は、意見の要旨及び理由並びに市長が指定する事項を記載した書面を、条例第21条第1項の規定により市長が公表したところにより、提出しなければならない。

第4条 市長は、前条の書面を提出した者を公述人として決定するものとする。ただし、書面に記載された意見の内容が、公聴会の対象となる事案に関係がないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、同じ趣旨の意見が多数提出されたときは、それらの意見を提出した者の中から市長が公述人を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により公述人を決定したときは、速やかにその旨を本人に通知するものとする。

第5条 市長は、必要に応じ、公聴会に学識経験者、市職員その他の者を参考人として招致することができる。

第6条 議長は、公聴会において、市の原案に異議がある公述人から順に、その意見及び理由を陳述させるものとする。

2 公述人及び参考人は、その発言に当たっては議長の許可を得なければならない。この場合において、議長は、発言時間に制限を設けることができる。

3 議長は、傍聴人の発言を許可することができる。

4 議長及び参考人は、公述人及び発言を許可された傍聴人に質問をすることができる。

- 5 公述人及び発言を許可された傍聴人は、他の者に質問をすることができない。
- 6 公述人、参考人及び発言を許可された傍聴人は、事案の範囲を超えて発言することはできない。
- 7 公述人は、議長の承認を得て、陳述に代えて文書を提出し、又は代理人に陳述させることができる。

第7条 議長は、事案の範囲を超えて発言する者、不穏な言動をする者及び公聴会の秩序を乱す者に対して発言の中止又は退場を命ずることができる。

第23条（調書の作成等）について

第23条 議長は、公聴会を開催した都度、次の事項を記録した調書を作成し、市の機関の長に提出するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (2) 公述人その他の参加者の氏名及び傍聴者数
- (3) 対象とした事案の内容
- (4) 公聴会で配布された資料等の内容
- (5) 公述人の発言の内容及び質疑の内容
- (6) その他必要な事項

2 市の機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された調書を公表するよう努めるものとする。

- ・ 審議会等における議事録と同様に、公聴会の内容は調書として記録される必要があります。このため、第1項では審議会等の議事録に準じて調書の記録内容を定めたものです。また、第2項では、必要に応じて調書を公表するよう努めることとしていますが、これは第14条（諮問事案等の公表）の第3項と同じ考え方に基づく規定です。

【第5節 その他の市民参加手続】

第24条（その他の市民参加手続）について

第24条 前3節に定める方法以外の方法により行う市民参加手続（以下「その他の市民参加手続」という。）の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

- ・ 本条では、第2節から第4節までに定める審議会等への付議、パブリックコメント手続の実施及び公聴会の開催以外の方法で市民参加手続を行うときにはこの章のどの部分が適用になるかを明らかにしています。

第25条（その他の市民参加手続実施の公表）について

第25条 市の機関は、その他の市民参加手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) その他の市民参加手続の内容

- (3) 日時及び場所を定めてその他の市民参加手続を行うときは、その日時及び場所
- (4) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (5) その他の市民参加手続に参加することができる者の範囲
- (6) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (7) その他必要な事項

2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、その他の市民参加手続を行う期日の1月前までに行うものとする。

- ・ その他の市民参加手続としては、ワークショップ、意見交換会などさまざまな方法があります。これらの市民参加手続を行うときにも、基本的には事前に必要事項を公表し、市民が検討する期間を確保することが必要と考えられるため、本条ではこれらの事項について、第2節から第4節までの規定に準じて公表事項と公表時期を定めたものです。なお、第2項の「特別の理由」とは、例えばアンケートなどのように、市民参加手続の方法によっては第1項に掲げるような事項を事前公表してもあまり意味がないケースがあることを想定したものです。

■ 第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進

第26条（市民意見の積極的な把握）について

第26条 市の機関は、市民を対象とした継続的な意識調査を実施すること、市民と市職員との対話の機会を設けることその他適切な方法により、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

- ・ 行政活動に対して意見や対案などを持っていても、さまざまな理由によりそれを表明しない市民も多数いることが想像されますが、このような市民の考えは、市民参加手続を行うだけでは十分に把握することが難しいのが事実です。しかし、行政活動への市民参加を進め、いろいろな案件について市民の知恵を集めて石狩市にとってもっとも良い選択をしていくためには、これらの埋もれがちな市民の意見を掘り起こし、市の機関の決定に反映させることが欠かせません。本条ではこうした実情に目を向け、市民参加手続の実施だけでなく、市の機関がみずから積極的なアクションを起こすことにより、市民の考えを把握するよう努めることを定めています。

第27条（市民が自発的に提出した意見の取扱い）について

第27条 市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。

- ・ この条例の大きな柱は、行政活動の幅広い分野で市民参加手続を行うことにより市の機関がみずから市民の意見を聴く機会を設定することですが、市民参加手続はその性質上、市の機関が何らかの行政活動しようとするときにしか行われません。しかし、市民参加手続のテーマとされている行政活動以外にも、市の機関に対してさまざまな意見、疑問、提案などを持ち、これらがきちんと行政活動に活かされることを望んでいる市民も多いものと思われます。このため、本条では、市民参加手続以外の場合に市民から自発的に提出される提案等についても、この条例の目的 - まちづくりに市民の知識、経験等を活かし、市民と市が協働するような地域社会の実現を目指すこと - に合致すると認められるものは、市民参加手続で提出された意見と同じように、総合的・多面的に検討し、検討の経過・結果や理由を公表するよう努めることとしました。

■ 第 4 章 市民参加制度調査審議会

第 28 条（設置）について

第 28 条 次に掲げる事項について市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に建議するため、石狩市市民参加制度調査審議会（以下「調査審議会」という。）を置く。

- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) この条例に基づく規則等の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項

- ・ この条例は、広い範囲にわたる市の行政活動を対象とした市民参加の制度を定めることにより行政活動への市民参加を推進しようとするものですが、この制度は今後、市民のニーズなどを反映してどんどん改良していかなければならないものと思われます。しかし、「行政活動への市民参加を進めるためにはこれがベストの制度だ」という答えがどこかに用意されているものでもないため、制度を改良するに当たっては、石狩市にとってはどのような市民参加制度が望ましいかという観点から市民と市職員が率直に話し合い、制度の運用状況や市民の関心のあり方などを不断にチェックして、改めるべき点は改めていくといった作業の中からその答えを見つけていかなければならないものと思われます。このような作業を行う場として、新たに市民参加制度調査審議会を設置するものです。

調査審議会は、この条例の改正・廃止、この条例に基づく規則その他の規程（市民参加手続の運用細目（第 6 条第 3 項）公聴会の運営に関する規則（第 22 条第 3 項）市民参加手続の実施基準の細目（別表）など）の制定改廃、必要な案件について十分な内容の市民参加手続が実施されたかなどの点についての評価、その他行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項について検討しますが、市の機関からの諮問に

応じるだけでなく、例えば、市民参加手続の実施状況などから制度がうまく機能していないと感じられるときなどには、調査審議会の発意により市の機関に建議する機能も持つものとしています。

第29条（委員）について

第29条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内において活動する団体が推薦する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの
- (4) 市職員

2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。

3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。

4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。

- ・ 調査審議会での検討は、市民の健全で多様な感覚に基づいて行う必要があると考えられることから、委員数の上限は市の附属機関としては比較的多い15人とした上で、公募委員は5人以上とするよう努めることとしました。また、石狩市では市職員は附属機関の構成員から除外することを原則としていますが、調査審議会は市民と市職員が率直に議論する場として位置付けられていることから、例外的に2人を上限として市職員も委員に加えることとしています。なお、提言書では調査審議会事務局の意向が議論を左右するのを防ぐため、市職員である委員は事務局担当部局以外から選任することとされていましたが、調査審議会での検討を中身の濃いものにするためには、事務局担当部局に所属していたとしても行政活動への市民参加を進めることに関連する業務に就いている職員をメンバーとすることがより望ましいものと判断し、こうした規定は設けないこととしました。

また、第2項では委員の男女比はともに4割以上とすることを明記し、第12条第2項の趣旨をこの調査審議会にも反映するとともに男女共同参画社会の形成を目指す市の方針との整合も図っています。

第30条（任期）について

第30条 調査審議会の委員（市職員である委員を除く。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、2期を超えて連続して再任されることはできない。

- ・ 委員の任期は他の一般的な例にならって2年としましたが、市職員である委員はい

わゆる「充て職」となることが予想されるので、特に任期を定めないこととしました。
また、第2項で再任制限を設けて、第12条第2項の趣旨をこの調査審議会の運営に具体的に反映することとしています。

第31条（会長及び副会長）について

第31条 調査審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、市職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により定める。
- 3 会長は、調査審議会を代表し、調査審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

- ・ 会長及び副会長に関する規定は、市の類似組織の例にならって定めていますが、市民と市職員が対等の立場で議論をするためには、会長及び副会長は市職員以外の委員が務めることが適当と考えられることから、その旨を定めることとしました。

第32条（会議）について

第32条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に参考人の出席を求めることができる。
- 5 会議は、公開する。

- ・ 会議に関する規定も、市の類似組織の例にならって定めています。

第33条（庶務）について

第33条 調査審議会の庶務は、企画経済部において処理する。

- ・ 調査審議会の庶務を担当する事務局は、市民参加制度を所管している企画経済部に置くこととしています。

第34条（委任）について

第34条 この章に定めるもののほか調査審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

- ・ 第28条から前条までに定める事項のほかにも調査審議会の運営を円滑に進めるためのルールが必要になるものと思われますが、それらは調査審議会の自主性を尊重し、会長が調査審議会の会議に諮った上で定めることとしています。
- ・ この委任を受けて、調査審議会では次のとおり細則を定めています。

石狩市市民参加制度調査審議会運営細則

(平成13年12月16日決定)

1 会議招集の方法

- (1) 会長は、会議を招集するときは、各委員に対し、書面により、日時、場所及び議題を示す。
- (2) 事務局は、会議に使用する資料を、できるだけ事前に各委員に配布するよう努める。
- (3) 会長は、会議の日時を定めるに当たっては、委員の都合がつく限り、希望者が傍聴しやすいような日時とするよう配慮する。

2 議事録確定の方法

- (1) 会議の議事録は、出席委員全員の確認を経て、会長が署名したときに確定する。
- (2) 事務局は、議事録の確定前であっても、その責任において会議の要旨をインターネット等で公表することができる。

3 その他

参考人の出席要請は、会議により決定する。ただし、会議を招集する時間的余裕がないときは、会長が専決することができる。

附 則

この細則は、決定の日から施行する。

附 則

1 (施行期日) について

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、公布の日から施行する。

- ・ この条例を施行するためには、条例の施行のために必要な規則等を定めたり、掲示板を設置するなどの準備をする必要があることから、このために必要な期間を考慮し、平成14年4月1日から施行することとしましたが、第28条の規定により条例の施行のための規則等を定めるときには市民参加制度調査審議会に諮ることとなるので、調査審議会に関する部分だけは公布日から施行することとしています。

2 (経過措置) について

2 この条例の施行の際既に着手され、又は着手のための準備が進められている行政活動であって、時間的な制約その他の理由により第2章に定めるところにより市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定は、適用しない。

- ・ この条例が施行された時点で既に着手されていたり、着手のための準備が進められている行政活動についても第2章で定めるところにより市民参加手続を行うこととすると、業務スケジュールの大幅な修正が必要になるなど円滑な行政運営に支障が生じる場合も予想されることから、経過措置として、このような事情がある行政活動については同章の規定は適用しないこととしています。

3 (石狩市情報公開条例の一部改正) について

3 石狩市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第20条中「実施機関は」の次に「、別に条例で定めるところにより」を加える。

- ・ この条例で審議会等の運営に関する共通ルールの一部として審議会等の会議の公開、会議予定等の公表及び傍聴者への利便提供などについて定めることに伴い、既に附属機関等の会議の公開等について規定している石狩市情報公開条例第20条の規定との調整を図ることとしています。具体的には、情報公開条例では審議会等の会議の公開の原則を打ち出すに留め、その具体的な内容は行政活動への市民参加の推進に関する条例で定めるという形で整理することとしました。

附 則(平成19年9月25日条例第29号抄 機構改革による改正)

1 (施行期日) について

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

- ・ 第33条に規定する調査審議会の庶務を担当する部局については、平成19年10月の機構改革により、企画財政部から企画経済部に変更となりました。

附 則(平成20年6月26日条例第22号 第1次改正)

1 (施行期日) について

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

- ・ 第10条、別表及び備考の改正(下線部分が改正箇所)については、第3次調査審議会で検討され、平成20年3月に答申をいただきました。答申内容を反映した原案をもとに4月にパブリックコメント手続を実施し、平成20年第2回定例会に上程し可決されています。
- ・ この時点で関連予算が成立している公の施設の新設・改良・廃止については、すでに市としての規定路線ができており、手続を行なう実益がないため、手続の対象からは除外します。

別表1の項について

- | | |
|---|---|
| 1 | 条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃(第4号にあっては、制定又は改正)。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場合を除く。
(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、市税の税率(国民健康保健税にあっては、課税要素の額の算定方法)及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定
(2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定
(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当た |
|---|---|

り遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定
(4) 公の施設の利用方法について定める規定
(5) 市政に関する情報開示、説明等を請求する権利について定める規定
備考 1の項第1号中の「課税要素」とは、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額並びにそれぞれの限度額をいう。

- ・ 条例や規則などは、石狩市を動かすための基本ルールであり、場合によっては市民に対する強制として働くものでもあるので、市民の意見を十分に考慮しながらその内容を定めることが必要と考えられます。このため、本項では条例や規則などの内容のうち、市民に大きな影響が及ぶもの、一般に市民の関心が高いと思われるもの、市民の理解と協力を必要とするもの、行政活動への市民参加を進める上で特に重要と考えられるものをピックアップしています。なお、「条例、規則等」とは、条例、規則のほか、教育委員会などの行政委員会が定める規程やこれらからの委任を受けて定められる訓令、要綱などの内部規程を指します。また、通常、条例の制定改廃には議会の議決が必要になりますが、市民参加手続は市長が議会に提出する条例案の内容を決定する前に行うことになります。

- ・ 第1号関係

市が行う金銭の賦課徴収については、多くの市民が多大な関心を持っていると考えられます。このため、市税を初めとする公法上の金銭徴収に関する事項のうちの金額と減免、徴収猶予等について定める規定の制定改廃を市民参加手続の対象とすることとしています。なお、「その他これらに類する料金」とは、市が維持管理している物の利用の対価としての性格を持つ公法上の徴収金（占用料、土砂採取料など）を指すものです。

- ・ 第2号関係

条例や規則では、公益上必要があるときは、市民の権利を制限したり市民に義務を課することができます。こうした内容を定めるときは、それにより実現しようとする公益の内容や程度に照らして、権利制限の程度や課される義務の内容などのバランスが妥当かどうかなどという観点からの検討が必要になります。このため、こうした場合は市民参加手続を経ることとして、利害関係を持つ市民などから意見を聴き、その内容を十分に考慮しながら検討を行うこととしています。

- ・ 第3号関係

いわゆる「基本条例」などを中心として、市民の責務や役割などが定められることがあります。これらは、義務付けではないが、たとえば環境美化などの公益を実現するためにその内容に従った自発的な行動を求める趣旨のものだと思われます。こうした規定が機能するためには、市民の健全な感覚に照らして妥当な内容とする必要があることから、市民参加手続の対象としています。なお、ここでいう「市民」とは、個人に限らず、法人や団体なども含むものです。

- ・ 第4号関係

公の施設は、多くの市民が活用するものであり、その利用条件を定めたり変更する際には、より便利に使いたいという市民ニーズと、妥当なコストのもとで施設を良好に維持運営するという管理面からの要請のバランスを考慮することが必要との観点から市民参加手続の対象としています。なお、公の施設を廃止する際には別表 3 の項の規定により市民参加手続を行うことから、利用規定の廃止については市民参加手続の対象から除外しています。

・第 5 号関係

市政に関する情報の開示や市政に関する説明を求める権利を保障する規定は、市民参加手続に関する情報を公表することを定めるこの条例の内容とあいまって、市政に関する情報を市民と市が共有するために大きな役割を果たしています。情報の共有は行政活動への市民参加を進めるための基本ともなる条件なので、こうした規定内容を新設改廃するときには市民参加手続を行い、市民がどのような内容の権利を求めているのかなどを十分に考慮することが必要と判断しました。

・市民参加手続実施の例外について

本項ただし書を受けて、施行規則第 8 条では条例、規則等の制定改廃のうち市民参加手続実施の例外となるべき場合を定めていますが、その内容と具体例は次のとおりです。

- (1) 法令に特別の定めがあることにより、その内容の決定に関する市の裁量権が著しく制限されている規定の制定又は改廃を行なう場合

(具体例)

- ・ 標準事務手数料の額¹を政令が定める標準の額に設定する場合
- ・ 標準税率²が示されている市税の税率を標準税率に設定する場合
- ・ 固定税率³が定められている市税の税率を定める場合
- ・ 市営住宅の家賃等⁴の額を定める場合
- ・ 公の施設⁵の利用方法について、法令に特に定めがある範囲内の事項を定める場合
- ・ 法定受託事務に関する「処理基準⁶」に従って規定の制定改廃を行なう場合

- (2) 市民生活の安定その他の公益を図る上で、国又は地方公共団体における類似の事例やすでに存在する事実上の標準等に準拠してその内容を決定することが、明らかに合理的と認められる規定の制定又は改廃を行なう場合

(具体例)

- ・ 普通河川や上下水道など、市民生活のライフラインとして、または防災上重要な役割を果たすような種類の公の施設を適正に維持管理する上で必要とされる利用上の制限を定める場合⁷
- ・ 市の事務処理に関する国等からの「技術的な助言又は勧告⁸」が存在し、それに準拠しないと市の行政活動の客観的合理性が明らかに損なわれると認められる場合

- (3) その主な内容に実質的な変更が生じない規定の制定又は改廃を行う場合

(具体例) 条文中に引用している法令の改正に伴う機械的な字句の改正など

¹ 地方自治法第 228 条第 1 項後段で、「全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料」

とされているもので、特別の事情がない限り、政令で定める金額に設定しなければならないとされています。平成 20 年 7 月現在で本市が徴収している標準事務手数料は、自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係事務手数料、船員法関係事務手数料です。

- ² 地方税法第 1 条第 1 項第 5 号で、「地方団体が課税する場合に通常よるべき税率」とされているもので、財政上の特別の必要がある場合に限って、それによらないことができるとされています。標準税率が定められている税目は、市民税個人均等割・法人等均等割（地方税法 310 条第 1 項・312 条第 1 項）市民税所得割（同法 314 条の 3 第 1 項）市民税法人税割（同法 314 条の 6 第 1 項）固定資産税（同法 350 条第 1 項）軽自動車税（同法 444 条第 1 項）鉱産税（同法第 520 条第 1 項）です。
- ³ 地方税法上、一定の税率が定められており、それ以外の税率とすることはできないこととされているもので、退職所得に係る市民税所得割（地方税法 328 条の 3）市たばこ税（同法 468 条）特別土地保有税（同法 594 条・623 条）があります。
- ⁴ 市営住宅の家賃は、公営住宅法 16 条第 1 項と同法施行令第 2 条により、入居者の収入に応じて政令で定める家賃算定基礎額、住宅立地条件に応じて大臣が定める数値、住宅床面積、築年数に応じて大臣が定める数値、利便性を考慮して市が 0.7～1.0 の範囲で定める数値を乗じて定めなければならないとされています。また、収入超過者等から徴収する金額も、法律と政令に基づいて定めなければならないとされています。なお、家賃等の減免や社会福祉法人に例外的に使用させる場合の料金などについての法令の縛りはありませんが、これらも含めて全体を家賃体系の一部とみなすことができるので、これらだけを取り上げて市民参加手続の対象にする必要性は低いと考えられます。
- ⁵ 福祉関係の公の施設などは、法令により利用対象者や施設の事業内容が定められているのが通例なので、それらの事項を公の施設の管理について定める条例等の中で改めて規定する場合は、市民参加手続で意見を聴く必要はないと考えられます。ただし、施設の利用時間などは市の裁量で決められることがほとんどなので、これらに関する規定は市民参加手続の対象となります。
- ⁶ 法定受託事務とは、市の事務のうち、国又は道が本来果たすべき役割に属するもので、国又は道においてその適正な処理を確保するために特に必要なものとして法令で定める事務を指します（地方自治法 2 条第 9 項）。国又は道は、市が法定受託事務を処理する際によるべき基準を示すことができるとされており（同法 245 条の 9）、具体的には法令解釈、許認可の審査基準などを定めることができます。処理基準に従わない場合は法令違反の疑いも生じることから、市は、これに従って意思決定するのが実務上の現実であり、市民意見を反映する余地はあまりないと考えられます。
- ⁷ 公の施設のうち、いわゆるライフラインと言われるようなものや防災上重要な役割を持つようなものは、適正な保持管理と合理的な使用が特に強く求められます。このため、本市では、普通河川については河川法に準じて、上・下水道については国が示す参考例に準じて、それぞれ利用上の制限事項を定めています。
- ⁸ 「技術的な助言」とは、市の事務処理が客観的に合理的なものとなるよう、国等が市に対して行うアドバイスであり、「勧告」とは助言より少し強いニュアンスを持っています。市にはこれらに従う義務はありませんが、それに従わないと事務処理の客観的合理性を損なうことが明らかな場合は、助言や勧告に従う以外の選択は難しいことから、そうした場合には市民参加手続を要しないこととしたものです。

別表 2 の項について

2	市の計画(人事、財政及びもっぱら市の機関内部の事務処理に関する計画を除く。)の策定、改定(別に規則等で定める軽微なものを除く。)又は廃止
---	--

・ 市の機関は、多くの分野で、長期的な政策目標のもとに、その実現を目指して各種の施策を展開していますが、この政策目標とそのための達成手段となる施策のプログラムなどを総合的・網羅的に示したものが「計画」です。計画の策定根拠には、法令に基づくものと市が任意で策定するものがありますが、いずれも市行政の将来のあるべき指針として大切な役割を持つだけでなく、根拠法令と結びついて市民生活を規制する機能を持ったり、その達成のためには市民の理解や協力が必要になるものもあることなどから、基本的に、すべての計画について、その策定改廃をするときは市民参加手続を経ることとしました。

- ・ しかし、市の機関の人事、市の財政及びもっぱら市の機関内部の事務処理に関する計画は、市民の意見を聴くことになじまなかったり、極めて専門的な行政的事項にかかわるなどの特殊要因があるため、例外的に市民参加手続の対象としないこととしました。また、軽微な計画変更などは市民参加手続を行うまでもないと考えられるため、「その策定時からの状況の変化等を内容に反映するために行う定期的な計画の改定であって、既定の内容の主要な部分の変更を伴わないもの（施行規則第9条）」については、市民参加手続の対象外とすることとしました。
- ・ なお、市の機関内部では、「計画」という言葉がさまざまな意味で使われていますが、例えばその年度に行う施策のスケジュールや予算等をまとめたものや、単一施策についての将来の展開方向を示したものは、「長期性」「施策の総合性」という要素を欠いており、ここでいう計画には含まれません。逆に、「指針」「構想」などという名称のものであっても、これらの要素を持っているものは計画に当たることになります。

別表3の項について

- | | |
|---|---|
| 3 | 公の施設の新設、改良及び廃止の決定並びに設計の概要の決定。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。 |
|---|---|
- ・ 公の施設の新たな設置や廃止、大規模改修をするような場合には、施策の優先順位を的確に見極め、限られた財源を有効に活用するとともに、市民が利用しやすいように施設の内容を定めるという観点から、市民参加手続を行うこととします。ただし、施設の性格、市民意見の反映余地、事業規模などから、必ずしも常に市民参加手続を行う必要性は薄いと判断される場合については、施行規則で除外規定を設けました。なお、ここで言う「改良」とは、施設の増設や機能の向上を図る場合を言い、老朽化等に伴う機能の更新又は設備の改修など、機能の維持を目的とする場合は「改良」には当たりません。また、施設の改修などの明確な理由なく「長期間休止」する場合は、「廃止」に準じた手続を行うこととします。
 - ・ 本項ただし書を受けた施行規則第10条第1項の規定により市民参加手続の義務付けの除外となる場合を定めていますが、その内容は次のとおりです。
 - (1) 市道、普通河川、市営住宅、上水道、下水道及び個別排水処理施設の新設、改良の決定及び設計の概要を決定する場合
 - ・ ライフラインであるこれらの施設は、市民生活に不可欠なものであり、常に一律に市民参加手続を義務付ける必要はないと考えます。ただし、「廃止」の場合は市民生活に影響が及び可能性があることから市民参加手続の対象としています。

【市道】 現在市が行っている市道の整備のほとんどは、既存道路の舗装、改良、防雪、排水整備などで、道路整備に際して問題となりやすい居住環境や自然環境の激変を伴うようなものはあまりありません。こうした現状では、市道の整備に関心を持つのは接道宅地居住者など極めて限られた範囲の市民というのが一般的な姿であり、一律に市民参加手続を義務付けることには疑問が

生じます。1対1の個別対応でこうした市民の意見を聴くほうが効果的だと思いますので、市民参加手続の対象から除外しています。

【普通河川（管理施設を含む）】 市が管理する普通河川はいずれも極めて小規模で、その整備を行う場合でも自然環境への影響や親水性の確保などを考慮する余地はほとんどないものと思われますので、市民参加手続の対象からは除外します。なお、市が管理する普通河川を国や道が改修することもあります、市以外の者が実施する工事などは条例第2条で定義する「行政活動」に当たらないので、この条例の対象とはなりません。

【市営住宅】 公の施設の中でも市営住宅は、少数の特定人が長期間独占的に使用する施設に求める機能など（好き嫌い？）が入居者によって極端に違う、といった特殊性があります。こうしたことを踏まえると、設計概要の検討に当たり、広く市民から意見を聴いても、例えば現在の入居者から意見を聴いても、その結果を施設のレベル向上（その住宅への入居者にとっての住みやすさや使いやすさなど）という効果に結びつけることは極めて難しいと思われます。ただし、周囲の景観や日照などの確保という観点から、市営住宅の周辺住民を対象として市民参加手続を行うというケースは考えられます。

【上水道・下水道・個別排水処理施設】 実施年次、建設地、施設機能、事業費などについては事業計画を策定する段階で市民参加手続を行うため、施設を整備する段階では工事施工に伴う騒音対策や通行障害対策など、個別対応により解決するほうが適するような問題しか残らないものと思われます。また、個別排水処理施設の廃止とは、各戸の設備の撤去等ではなく、一定の区域全部の事業を廃止することを指します。

(2) 公の施設の新設及び改良の決定であって、当該新設及び改良に係る事業費が2,000万円未満と見込まれる場合

- ・新設、改良を対象とするのは、当該新設、改良が税の使途として優先度が高いかどうかを市民の意見を聴いて判断するためなので、事業規模で一定の線引きをするのが適当です。このため公有財産の購入で2,000万円以上が重要案件として議会議決対象とされていることを考慮し、事業費が2,000万円未満の場合には市民参加手続の対象から除外します。
- ・事業費とは、施設の新設又は改良に直接必要な初度投資額（設計費、工事費、新規の用地取得費、初度調弁費など）を指します。調査費など初期投資の内容を検討するために必要な費用やすでに市が所有している土地に建設する場合などの過年度分支出額は含みません。
- ・改良と修繕を一体で行うときは、主な目的が「改良」であって、それらの合計事業費が2,000万円以上と見込まれる場合には市民参加手続を行います。この際の「主な目的」は、積算上の割合により判断するものとします。「主な目的」の考え方は(3)についても同様とします。

(3) 公の施設の改良であって、法令等に基づく基準により当該施設に要求される構造及び機能等の水準を確保することを主な目的とする場合

- ・既存の状態が、何らかの理由で違法又は不適格となっている場合、それらを適法状態に改めることは公の施設の設置者の義務であり、このことに対し、市民の意見を聴く余地はあまりないものと考えます。
- ・施行規則第10条第2項では、「公の施設を新設し、改良し、又は廃止しようとする場合には市民参加手続を行うか否かにかかわらず、付近住民の生活に支障を与えないよう、十分な説明と配慮をする」ことを明記し、工事などの際にこれまで市の機関が行ってきたいわゆる地元対応は、市民参加手続とは別レベルの当然の責務として、今後も一層入念に行うことを定めています。

別表 4 の項について

4	良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃
---	---

- ・ 中高層建築物の建築や宅地開発事業などに対して、良好な環境の保全など市民共通の利益を確保する目的で行う行政指導は、法令では容認されている私権の行使の自重を求めるなどの内容となることが多いので、こうした行政指導の内容となるべき事項（一般には指導要綱という形でまとめられることが多い。）を定め、改め、又は廃止する際には、そうした指導等の内容と、それによって得られる公益上のメリットを比較しながら検討することが必要になります。こうした検討を、指導を受ける側の意見と行政指導により利益を得る市民の意見の両方を十分に考慮しながら行うため、市民参加手続の対象とすることとしました。なお、行政指導の中には、申請の審査などを円滑に行う目的で、事前申請や書類の補正、追加提出等を求めるようなものもありますが、こうした行政指導は「公益上の必要」により行うものとはみなされないので、市民参加手続の対象とはなりません。

別表 5 の項について

5	次のいずれかに該当する法人に対する出資について定める予算の立案 （１）市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の２分の１以上となることとなる法人 （２）市の出資の総額が別に規則で定める額を超えることとなる法人
---	---

- ・ 第三セクターや公益法人のあり方に対して市民の関心が高まっていることから、市がこれらのものに出資という形で関与する際には、それらの法人の必要性や市のかかり方、あるいは公金を支出することの是非などを市民の意見も考慮しながら決定することが必要と思われます。このため、市が支配権を持つ法人に対する出資や別に規則で定める額を超えるような多額の出資を市が行おうとする場合は市民参加手続を行うこととしました。なお、予算についても条例と同様に、通常は、議会の議決が必要になりますが、市民参加手続は市長が議会に提出する予算案の内容を決定する前に行うことになります。また、数次にわたる出資を行った結果、第１号又は第２号に定める要件に該当することとなる場合は、その要件に該当することとなる出資を行うときから市民参加手続の対象となります。
- ・ 本項第２号の規定を受けて、施行規則第１１条では、市民参加手続の対象となる出資を、１，０００万円（地方公共団体に対するものを除く。）と定めています。これは、市民参加の機会を積極的に設けるという条例の趣旨にのっとり、予算の執行に関する既存の法令によるチェック制度で基準とされている金額も参考として設定したものです。なお、かっこ書の「地方公共団体」とは、一部事務組合などを想定したものです。これらへの出資は、各構成団体（関係自治体）でその設立、事業内容、運営方法、費

用負担などについてすべて協議が調った段階で各構成団体が予算化するため、予算措置の段階で出資を取りやめたり出資額を変更するなどのことは実質的に不可能という現実を踏まえて、市民参加手続の対象から除外したものです。

別表 6 の項について

- | | |
|---|--|
| 6 | 市の区域に適用される規制（市の条例、規則等に基づくものを除く。）の設定又は改廃に際し、市の機関が権原により行う意見の表明。ただし、市民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。 |
|---|--|
- ・ 国や北海道などが市内全域又は市内の相当程度の区域において新たな規制をかけたり、規制の内容を変更したり、規制を撤廃しようとする場合には、利害関係自治体である市の機関が、法令の規定に基づき、あるいは国等からの求めに応じて、意見を述べる場合があります。こうした規制は多くの場合、市民生活や事業活動などに大きな影響を及ぼすので、その意見の内容を決める際に市民参加手続を行うこととしました。ただし、市民がその意見を表明する機会が別途設けられているときは、市民参加手続を行う実益がないことから適用除外としています。なお、「権原により行う意見の表明」とは、「正当な法律上の根拠に基づいて行う意見表明」という意味で、具体的には法令の規定に基づく場合や国等から求められた場合に行う意見表明などを指します。
 - ・ 「規制」とは、ある行為が禁止（又は義務付け）されたり、ある行為をするためには免許、許認可、届出、資格等が必要になるようなことを指します。

別表 7 の項について

- | | |
|---|--|
| 7 | その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行う必要があると認められる行政活動 |
|---|--|
- ・ 別表 1 の項から 6 の項までは、一般に市民生活に大きな影響を及ぼしたり、市の施策の方向を定めたり、市民の関心が比較的高いと考えられるような行政活動については必ず市民参加手続を行うという考え方で基準を定めていますが、これは市民参加手続を行う場合の最低基準であり、第 3 条第 1 項に定める原則に照らせば、別表 1 の項から 6 の項（ただし書きについても含む）に該当しない行政活動であっても、それに対する市民の関心やそれによる市民生活への影響などに注意を払い、必要があれば積極的に市民の意見を聴くことが必要です。本項は、こうした趣旨を明確にするために設けたものです。

（参考；施行規則で市民参加手続の適用除外を定めた考え方について）

施行規則第 8 条から第 10 条までで市民参加手続を行うかどうかの細かな基準を定めるに当たっては、次のような統一的な考え方に基づいて線を引きました。この基準は、運用の中でより実情に合ったものに改良していくことを予定しています。

市民参加手続を義務付けない場合	理 由	左の具体的なケース
A 市民の意見を行政活動に反映することが難しいと認められる場合	- 市民参加手続の定義(条例2条3項)に照らすと、市民参加手続は、市民意見を反映できる見込みがある場合に行うべき。 - 合理的な理由があつて結論を変えようがないと市役所側が考えている案件についてまで市民参加手続を義務付けることは、手続の形骸化を招き、市民参加制度の発展を図る上で好ましくない。	A 1 法令に特別の定めがあることにより、その内容の決定に関する市の裁量権が著しく制限されている場合 A 2 市民生活の安定その他の公益を図る上で、国又は自治体における類似の事例や既に存在する事実上の標準等に準拠してその内容を決定することが、明らかに合理的と認められる場合 A 3 既に公式に決定された方針に基づいて行う行政活動で、その行政活動の内容を変えると市政の運営に重大な支障が生じると認められる場合
B 軽微な意思決定であり、市民の意見を聴くまでもないと判断される場合	- 市民参加手続に必要なコストに比べると、効果が極めて小さいと考えられるため、こうした場合にまで市民参加手続を義務付けると行政活動の効率性を阻害するおそれがある。 - 一般に、市民の関心が比較的低いようなテーマが多くなると思われる。	B 1 既に行われている行政活動を変更するための意思決定で、行政活動の実質的内容に影響を及ぼさないような場合 B 2 日常的または極めて頻繁に行われる行政活動に関する意思決定である場合 B 3 上記のほか、市民参加手続を行うまでもないことが明らかな瑣末な意思決定であると認められる場合
C 市民意見の聴取を常に義務付けることまでできないと考えられる場合	市民参加手続に必要なコストに比べると、効果が極めて小さいと考えられる場合が多いため、一律に市民参加手続を義務付けると行政活動の効率性を阻害するおそれがある。なお、例外的に市民の関心が高いと思われる場合は、市民参加手続を行う。	C 1 その内容に照らすと、市民参加手続を行っても意見提出がほとんど見込めない場合が多いと考えられる場合 C 2 その他市民意見の聴取を常に義務付けることまでできないと考えられる場合